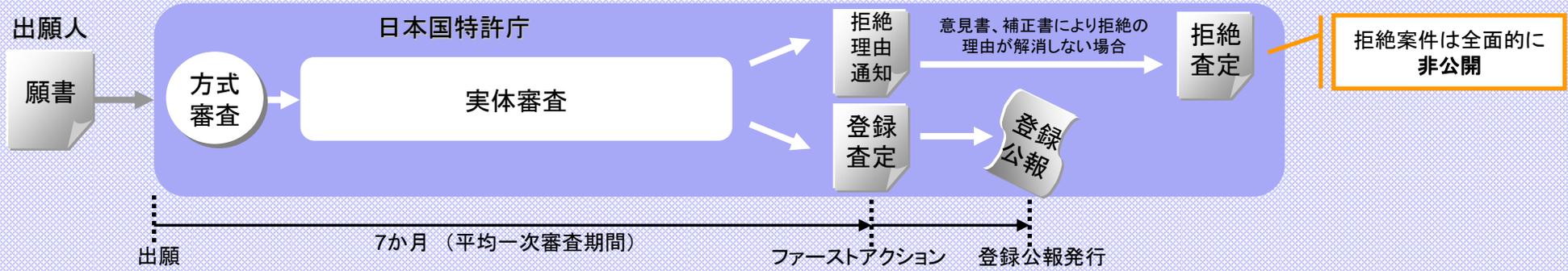
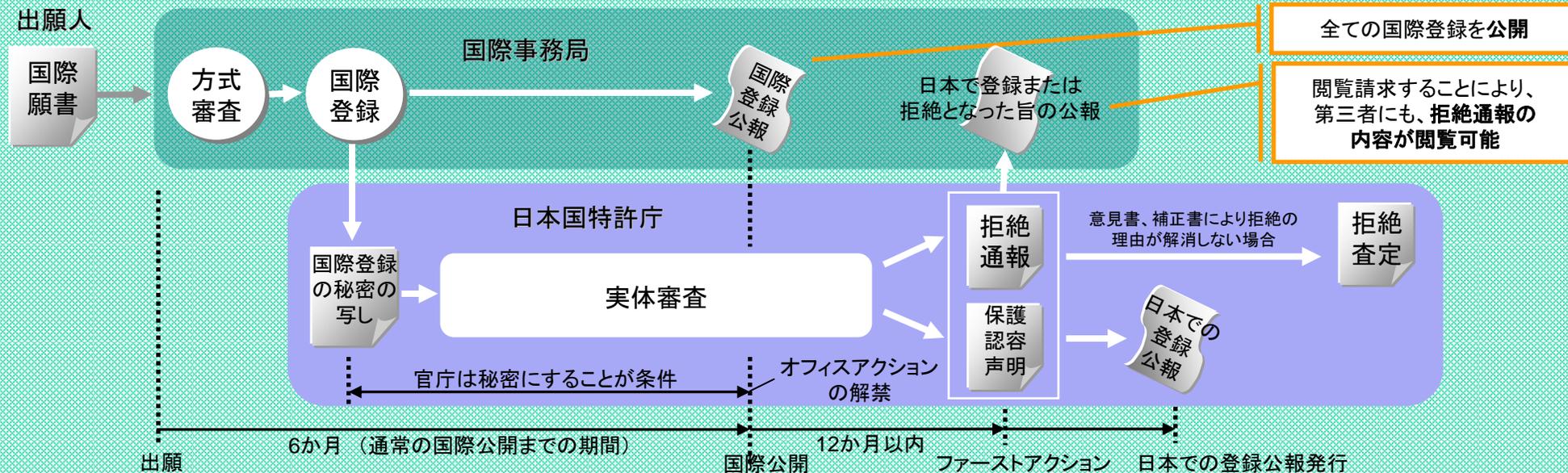


## 1. 日本へ直接出願する場合



国内出願の場合、審査及び設定登録前の出願公開制度はなく、登録となった出願のみ公報が発行され、原簿の閲覧が可能となる。登録がされていない出願は、出願人及びその代理人又は利害関係者を除き、出願書類等の閲覧及び交付の請求をすることはできない。

## 2. 国際出願し、日本を指定した場合

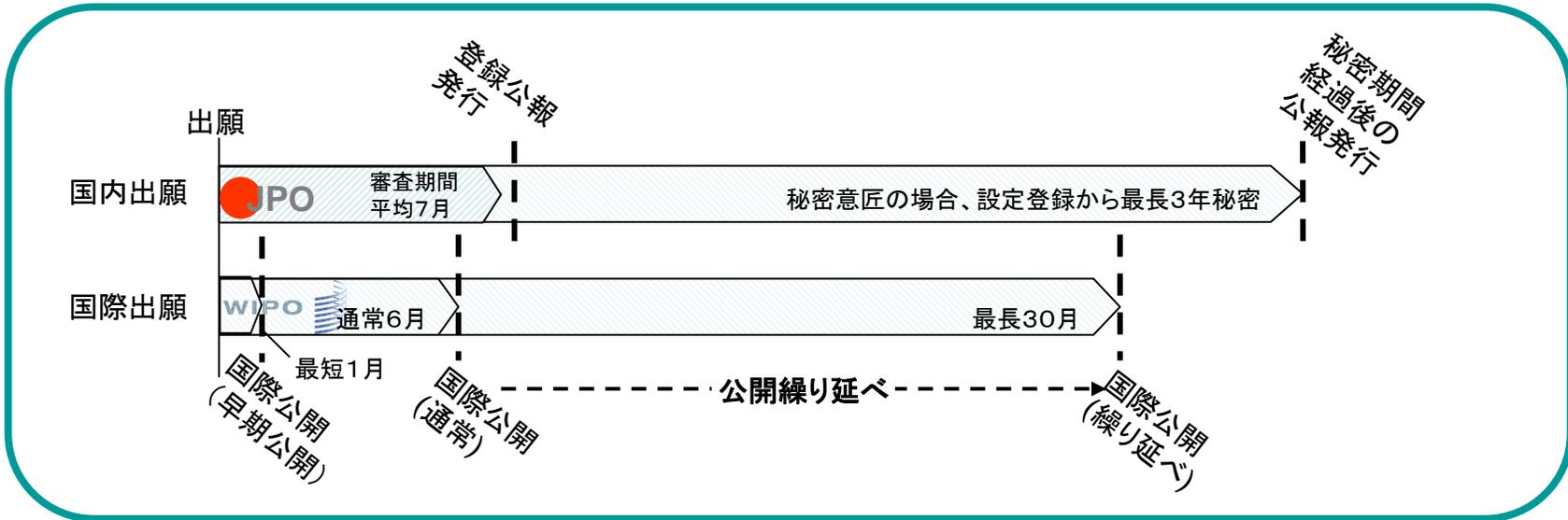


国際出願の場合、全ての国際登録が国際登録公報により公開となり、その後、権利更新、所有権移転、拒絶、拒絶の撤回、保護認容声明等の情報が、国際登録簿へ記録される度に公報が発行される。国際登録となった出願は、指定国の審査判断に関わらず、手続や通知等の情報が、第三者にも閲覧可能となる。

## 1. 公開時期について

国内出願は、審査前の公開制度はなく、平均7か月の審査後、登録案件について公報が発行される。また、設定登録から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

国際出願は、出願から通常6か月後とする公開制度があり、早期公開や公開繰り延べ制度を利用することで、その公開時期は変更することができる。



## 2. 補償金請求権について (検討中)

国際出願は、国際公開によって第三者が意匠を実施することが可能となることから、出願人の損失を填補するために、その実施をした者に対する金銭的な請求権を認める方向で検討している。

